

定 款

社会福祉法人 北友会

目次

- 第一章 総則（第1条～第4条）
- 第二章 評議員（第5条～第8条）
- 第三章 評議員会（第9条～第14条）
- 第四章 役員及び職員（第15条～第22条）
- 第五章 理事会（第23条～第27条）
- 第六章 資産及び会計（第28条～第35条）
- 第七章 公益を目的とする事業（第36条、第37条）
- 第八章 解散及び合併（第38条～第40条）
- 第九章 定款の変更（第41条）
- 第十章 公告の方法その他（第42条、第43条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- （1）第一種社会福祉事業
 - （イ）特別養護老人ホームの経営
- （2）第二種社会福祉事業
 - （イ）老人デイサービス事業の経営
 - （ロ）老人短期入所事業の経営
 - （ハ）老人居宅介護等事業
 - （二）障害福祉サービス事業の経営
 - （ホ）保育所の経営
 - （ト）一時預かり事業の経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人北友会という。

（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、【地域の高齢者・障害児（者）、子育て世帯、経済的に困窮する者】を支援するため、無料又は、低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を茨城県水戸市堀町字北ノ前95番地に置く。

第二章 評議員

（評議員の定数）

第5条 この法人に評議員8名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の半数以上が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が1名以上出席しかつ賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなる時は、任期に満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員報酬等)

第8条 評議員の報酬については、無報酬とする。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って支給する。

第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は定時評議会として毎年度2回(3月、6月)開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議会の召集を請求する

ことができる。

- 3 評議員会に議長を置く。
- 4 議長は、その都度評議員会の出席者の互選で定める。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、次の決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定める定数を上回る場合には、賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定められるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事の中から議長が2名選任し、前項の議事録に署名する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事長とする。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 理事長以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議において選任する。

2 理事長及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し法律及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。又、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担し執行する。

3 理事長は、毎年度3回(6月、11月、3月)自己の職務執行状況を理事会報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務執行を監視し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査することができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなる時は、任に満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、理事及び監事の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って支給する。

(職員)

第22条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第23条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長がかけたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、理事長に対し、理事会の目的である事項及び召集の理由を示して、理事会の召集を請求することができる。
- 4 理事会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度理事会の出席者の互選で定める。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べて時を除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第27条 理事会の議事については、法令で定められるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事の中から議長が2名選任し、前項の議事録に署名する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 土地
- ①特別養護老人ホーム渡里すずらん苑
茨城県水戸市堀町字北ノ前95番1 (合計6957.57平方メートル)
 - ②すずらん保育園
茨城県水戸市浜田町字反町443番地1 (1,052平方メートル)
444番地 (224平方メートル)
445番地1 (476平方メートル)
446番地1 (386平方メートル)
442番地6 (320.66平方メートル)
443番地3 (2,236.6平方メートル)
(合計 4,695.26平方メートル)
 - ③障害者支援施設カーサ岩槻
さいたま市岩槻区大字谷下字鎮守裏1番1 (777.88平方メートル)
9番3 (52.08平方メートル)
(合計 829.96平方メートル)
 - ④特別養護老人ホームフレシール岩槻
さいたま市岩槻区大字加倉字坂下190番 (1105.49平方メートル)
191番1 (935.05平方メートル)
(合計 2040.54平方メートル)

(2) 建物

- ① 老人ホーム 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 (3840.53平方メートル)
 - ② 機械室 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 (60.50平方メートル)
 - ③ 保育園 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 (878.85平方メートル)
 - ④ 障害福祉施設 木造スレートぶき2階建 (776.30平方メートル)
- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
4 公益事業用財産は、第27条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事及び評議員会の承諾を得て、茨城県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には茨城県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下に同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎会計年度開始前に、理事長が作成し、理事会決議を経て評議会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事業所及び従たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承諾を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1号の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第八章 解散及び合併

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第40条 合併しようとするときは、評議員総数の三分の二以上の同意を得て、茨城県知事の認可を受けなければならない。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、茨城県知事の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を茨城県知事に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人北友会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

| | |
|-----|-------|
| 理事長 | 仙波 宗 |
| 理事 | 大橋 和夫 |
| 〃 | 村田 清高 |

〃 安蔵 功
〃 前田 長生
〃 仙波 美代子
監 事 立田 三彦
〃 安蔵 恵子

2 この定款は、平成15年7月8日から施行する。

附 則（平成16年11月2日第1次変更）

1 この定款は、平成16年11月2日から施行する。

附 則（平成17年12月12日第2次変更）

1 この定款は、平成17年12月12日から施行する。

附 則（平成20年1月11日第3次変更）

1 この定款は、平成20年1月11日から施行する。

附 則（平成21年12月18日第4次変更）

1 この定款は、平成21年12月18日から施行する。

附 則（平成23年6月8日第5次変更）

1 この定款は、平成23年6月8日から施行する。

附 則（平成25年3月27日第6次変更）

1 この定款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月1日第7次変更）

1 この定款は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成27年2月3日第8次変更）

1 この定款は、平成27年2月3日から施行する。

附 則（平成27年5月29日第9次変更）

1 この定款は、平成27年5月29日から施行する。

附 則（平成27年7月8日第10次変更）

1 この定款は、平成27年7月8日から施行する。

附 則（平成29年4月1日第11次変更）

1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。